

三重県交通安全実施計画の構成

【参考資料】

第1章 道路交通の安全

項目	種別	細目	主な実施機関
1 道路交通環境の整備	(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	ア 生活道路における交通安全対策の推進 イ 通学路等の歩道整備等の推進 ウ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備 エ 無電柱化の推進	国交省中部地方整備局、県県土整備部 警察本部
	(2) 幹線道路における交通安全対策の推進	ア 「三重県事故ゼロプラン」(事故危険区間重点解消作戦)の推進 イ 事故危険か所対策の推進 ウ 幹線道路における交通規制 エ 重大事故の再発防止 オ 適切に機能分担された道路網の整備 カ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進 キ 道路の改築等による交通事故対策の推進 ク 交通安全施設等の高度化	国交省中部地方整備局、県県土整備部 警察本部、中日本高速道路 県地域連携部
	(3) 交通安全施設等整備事業の推進	ア 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 イ 幹線道路対策の推進 ウ 交通円滑化対策の推進 エ IT化の推進による安全で快適な道路交通環境の実現 オ 道路交通環境整備への住民参加の促進 カ 連絡会議等の活用	国交省中部地方整備局、警察本部 県道路公社
	(4) 効果的な交通規制の推進	ア 地域の特性に応じた交通規制 イ 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制 ウ より合理的な交通規制の推進	警察本部
	(5) 自転車利用環境の総合的整備	ア 安全で快適な自転車利用環境の創出 イ 自転車等の駐車対策の推進	警察本部
	(6) 高度道路交通システムの活用	ア 道路交通情報通信システムの整備 イ 新交通管理システムの推進 ウ 交通事故防止のための運転支援システムの推進 エ スマートウェイの推進 オ 道路運送事業に係る高度情報化の推進	警察本部 東海総合通信局
	(7) 交通需要マネジメントの推進	ア 公共交通機関利用の促進 イ 自動車利用の効率化	国交省中部運輸局、地域連携部
	(8) 災害に備えた道路交通環境の整備	ア 災害に備えた道路の整備 イ 災害に強い交通安全施設等の整備 ウ 災害発生時における交通規制 エ 災害発生時における情報提供の充実	国交省中部地方整備局、県県土整備部 警察本部
	(9) 総合的な駐車対策の推進	ア 秩序ある駐車場の推進 イ 違法駐車対策の推進 ウ 駐車場等の整備 エ 違法駐車締め出し気運の醸成・高揚 オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進	警察本部

三重県交通安全実施計画の構成

【参考資料】

項目	種別	細目	主な実施機関
1 道路交通環境の整備	(10) 道路交通情報の充実	ア 情報収集・提供体制の充実 イ ITSを活用した道路交通情報の高度化 ウ 適正な道路交通情報提供事業の促進 エ 分かりやすい道路交通環境の確保	国交省中部地方整備局、警察本部 東海総合通信局
	(11) 交通安全に寄与する道路 交通環境の整備	ア 道路の使用及び占用の適正化等 イ 休憩施設等の整備の推進 ウ 子どもの遊び場等の確保 エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限 オ 地域に応じた安全の確保	国交省中部地方整備局、県土整備部 警察本部
2 交通安全思想の普及 徹底	(1) 段階的かつ体系的な交通 安全教育の推進	ア 幼児に対する交通安全教育の推進 イ 児童に対する交通安全教育の推進 ウ 中学生に対する交通安全教育の推進 エ 高校生に対する交通安全教育の推進 オ 成人に対する交通安全教育の推進 カ 高齢者に対する交通安全教育の推進 キ 障がい者に対する交通安全教育の推進 ク 外国人に対する交通安全教育の推進	県環境生活部、県健康福祉部 警察本部、県教育委員会
	(2) 効果的な交通安全教育の 推進	ア 参加・体験・実践型教育の推進等 イ 三重県交通安全研修センターの活用	県環境生活部、警察本部
	(3) 交通安全に関する普及啓 発活動の推進	ア 交通安全運動の推進 イ 自転車の安全利用の推進 ウ すべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底 エ チャイルドシートの正しい使用の徹底 オ 反射材用品の普及促進 カ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立 キ 効果的な広報の実施 ク その他の普及啓発活動の推進	県環境生活部、警察本部 国交省中部運輸局
	(4) 交通の安全に関する民間団 体等の主体的活動の推進		国交省中部運輸局、県環境生活部
	(5) 住民の参加・協働の推進		県環境生活部

三重県交通安全実施計画の構成

【参考資料】

項目	種別	細目	主な実施機関
3 安全運転の確保	(1) 運転者教育等の充実	ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実 イ 運転者に対する再教育等の充実 ウ 二輪車安全運転対策の推進 エ 高齢運転者対策の充実 オ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底 カ 自動車安全運転センターの業務の充実 キ 自動車運転代行業の指導育成等 ク 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適正診断の充実 ケ 悪質危険な運転者の早期排除	警察本部、自動車安全運転センター 国交省中部運輸局
	(2) 飲酒運転防止対策の充実	ア 飲酒運転(再発)防止に関する普及啓発 イ 飲酒運転とアルコール問題相談窓口の設置 ウ 飲酒運転のための講習 エ 飲酒運転違反者に対するアルコール依存所に関する受診義務	県環境生活部、県教育委員会 県健康福祉部、警察本部
	(3) 運転免許業務の充実		警察本部
	(4) 安全運転管理の推進		警察本部
	(5) 自動車運送事業者の安全対策の充実	ア 自動車運送事業者に対する指導監督の充実 イ 安全運転確保に資する機器の普及促進及び活用策の充実 ウ 自動車運送事業者に係る事故の要因分析の実施 エ 運行管理者等に対する指導講習の充実 オ 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等 カ 社内安全教育実施に関する支援	国交省中部運輸局 自動車事故対策機構
	(6) 交通労働災害の防止等	ア 交通労働災害の防止 イ 運転者の労働条件の適正化等	三重労働局
	(7) 道路交通に関する情報の充実	ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等 イ 気象情報等の充実	県防災対策部 津地方気象台
4 車両の安全性の確保	(1) 自動車の検査及び点検整備の充実	ア 自動車の検査の充実 イ 自動車点検整備の充実	国交省中部運輸局
	(2) リコール制度の充実・強化		国交省中部運輸局
	(3) 自転車の安全性の確保		警察本部
5 道路交通秩序の維持	(1) 交通の指導取締りの強化等	ア 一般道路における効果的な指導取締りの強化等 イ 高速自動車国道等における指導取締りの強化等 ウ 科学的な指導取締りの推進	警察本部

三重県交通安全実施計画の構成

【参考資料】

項目	種別	細目	主な実施機関
5 道路交通秩序の維持	(2) 交通事故事件その他の交通犯罪の捜査体制の強化	ア 専従捜査体制の強化等 イ 初動捜査体制及び科学的捜査体制の強化	警察本部
	(3) 暴走族対策の強化	ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実 イ 暴走行為阻止のための環境整備 ウ 暴走族に対する指導取締りの強化 エ 暴走族関係事犯者の再犯防止 オ 車両の不正改造の防止	国交省中部運輸局、警察本部
6 救助・救急活動の充実	(1) 救助・救急体制の整備	ア 救助体制の整備・拡充 イ 救助・集団救急事故体制の整備 ウ 心肺そ生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 エ 救急救命士の養成等の促進 オ 救助・救急用資機材の整備の推進 カ 防災ヘリコプターによる救急業務の推進 キ 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備 ク 現場急行支援システムの整備	県防災対策部、警察本部
	(2) 救急医療体制の整備	ア 救急医療機関等の整備 イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等 ウ ドクターヘリ事業の推進	県健康福祉部
	(3) 救急関係機関の協力関係の確保等		県健康福祉部、県防災対策部
7 損害賠償の適正化を始めとした被害者支援の推進	(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等	ア 無保険(無共済)車両対策の徹底 イ 任意の自動車保険(自動車共済)の加入促進等	国交省中部運輸局 自動車事故対策機構
	(2) 損害賠償の請求についての援助等	ア 交通事故相談活動の推進 イ 損害賠償請求の援助活動等の強化	県環境生活部、警察本部
	(3) 交通事故被害者支援の充実強化	ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実 イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進	自動車事故対策機構
8 調査研究の充実	(1) 道路交通の安全に関する研究の推進	ア 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進 イ 交通安全対策の評価・効果予測方法の充実 ウ その他の研究の推進	警察本部
	(2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化		警察本部

三重県交通安全実施計画の構成

【参考資料】

項目	種別	細目	主な実施機関
第2章 鉄道交通の安全			
1 鉄道交通環境の整備	(1) 鉄道施設等の安全性の向上		国交省中部運輸局、地域連携部
	(2) 運転保安設備の整備		国交省中部運輸局
2 鉄道交通の安全に関する知識の普及			国交省中部運輸局
3 鉄道の安全な運行の確保	(1) 運転士の資質の保持		国交省中部運輸局
	(2) 気象情報等の充実		国交省中部運輸局 津地方気象台
	(3) 鉄道事業者に対する保安監査等の実施		国交省中部運輸局
4 救助救急活動の充実			国交省中部運輸局
5 被害者支援の推進			県環境生活部

三重県交通安全実施計画の構成

【参考資料】

項目	種別	細目	主な実施機関
第3章 踏切道における交通の安全			
1 踏切道の立体交差化構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進			国交省中部運輸局 県土整備部
2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施			国交省中部運輸局、警察本部
3 踏切道の統廃合の促進			国交省中部運輸局
4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置			国交省中部運輸局